

幡屋交流センター建設 基本計画

～幡屋地区の安全安心と未来を支える次世代交流センターの整備～

令和4年10月

幡屋交流センター検討委員会
雲南市（大東総合センター自治振興課・政策企画部地域振興課）

目 次

I. 基本事項	
1. 計画敷地の概要	· · · · 4
(1) 敷地概要	
(2) 法的規制	
2. 現交流センターの概要	· · · · 4
3. 交流センターに必要な機能	· · · · 6
4. 一般的な交流センターの諸室及び室機能	· · · · 6
(1) 基本機能	
(2) 付加機能	
5. 交流センター機能のまとめ（ゾーニングモデル）	· · · · 7
6. アンケート調査の結果	· · · · 7
II. 課題の整理（現交流センターにおける問題点）	· · · · 9
III. 整備のあり方	· · · · 9
1. 新交流センターの整備コンセプト	· · · · 9
2. 整備方針	· · · · 10
3. 新交流センターの導入機能や設備等	· · · · 10
IV. 施設計画（整備する施設の基本計画）	· · · · 11
1. 建築計画	· · · · 11
(1) 建物形態	
(2) 施設規模	
(3) 所要室の面積等の設定	
(4) 建物配置計画	
(5) 外構計画	
(6) 平面・動線計画	
(7) 内外装計画	
(8) 防災計画	
(9) 環境配慮計画	
(10) 感染症配慮計画	

2. 構造計画	· · · · 14
(1) 構造種別	
(2) 耐震性能	
V. 建設予定地の状況	· · · · 15
VI. 農村公園について	· · · · 17
VII. 施設配置計画案 (A案～D案)	· · · · 19
VIII. 施設の配置計画・求められる室機能	· · · · 24
資料編	· · · · 27
○雲南市農村公園条例	
○アンケート調査結果	

幡屋地区の安全安心と未来を支える次世代交流センターの整備

はじめに

幡屋交流センターは、地域自主組織である幡屋地区振興会において、防災、福祉、教育等の地域づくりの活動拠点として使用されている。

しかしながら、昭和43年6月に新築された本施設は、建物本体や建築設備の老朽化、非耐震性、非バリアフリー化など多くの問題が出てきており、地域住民の安全性や利便性の確保に支障が出てきている。

幡屋地区では、令和元年7月から振興会役員及び自治会長等を中心とした「幡屋交流センター建設準備委員会」を立ち上げ、建設候補地や施設計画案など、独自で検討を進めており、令和3年度には、幡屋財産区木材利用に関する要望書も提出され、地元木材を活用した交流センター整備の要望も行われたところである。

令和4年度、市と地域において、基本計画策定を行うにあたり、今後、幡屋交流センターを主として利用する若手世代を中心とした「幡屋交流センター検討委員会」を新たに立ち上げ、5回の検討会議を行い、本基本計画をとりまとめたところである。

○令和4年度　幡屋交流センター検討委員会の開催状況

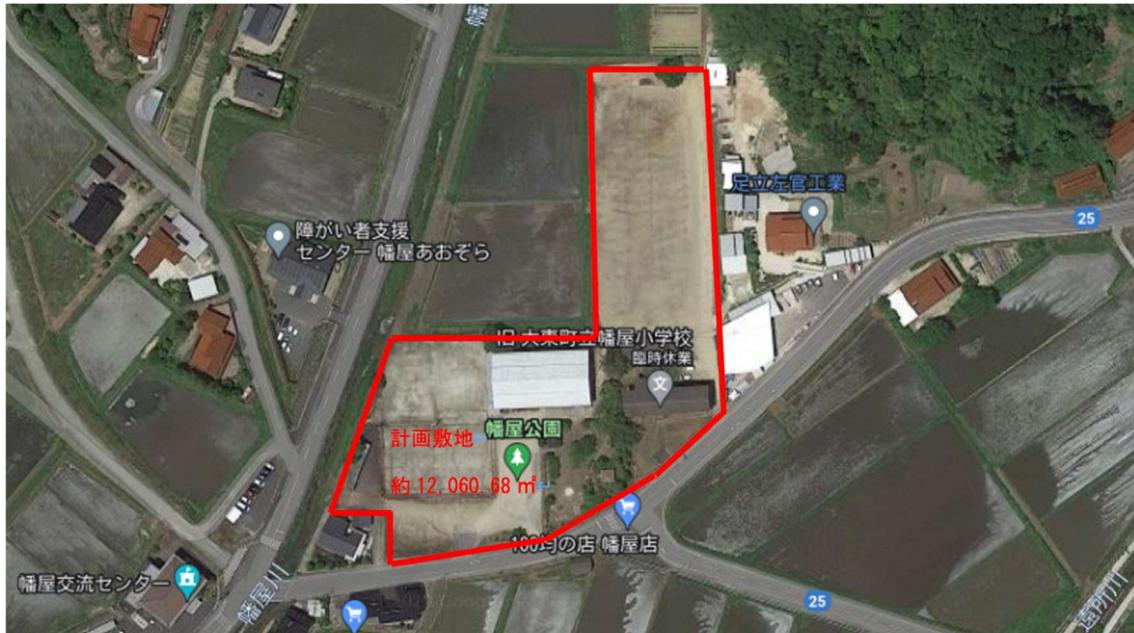
検討項目	令和4年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
検討委員会 (地元代表× 市)			●6/22 第1回検討委員会				●9/27 第4回検討委員会 ・建築計画検討①					
			●7/14 第2回検討委員会 (現地視察)		●8/23 第3回検討委員会 ・素案提示 ・配置計画検討		●10/17 第5回検討委員会 ・建築計画検討②					
			●アンケート調査実施 8/19〆切									
幡屋建設準備 委員会 (幡屋地区振 興会会长、役 員他)		●5/13会長協議 ・計画策定の合意 ・検討委員会結成の了解		●検討委員の決定		●9/14 建設準備委員会 中間報告		●10/27 建設準備委員会 最終報告				

I. 基本事項

1. 計画敷地の概要

(1) 敷地概要

- ・都市計画区域内 用途地域指定なし
- ・約 12,060.68 m²
- ・雲南省所有地（地目：宅地、学校用地、雑種地、青線）



(2) 法的規制

- ・土砂災害警戒区域。特別警戒区域・・・区域外
- ・浸水区域・・・区域外
- ・がけ条例・・・2 m超のがけから、高さの 1.5 倍の範囲は建築制限あり
- ・砂防河川 幡屋川（県河川）
- ・遠所川（県河川）
- ・農地法 農業振興地域（計画敷地内に農地はなし）
- ・浄化槽地域（公共下水道区域外）

2. 現交流センターの概要（現交流センターパンフレットより）

- ・建築年：昭和 43 年 6 月竣工
- ・延べ面積：598.15 m²
- ・構造／階数：鉄筋コンクリート造／2 階建て
- ・諸 室：1 階・・・ポーチ (12 m²)、玄関 (14 m²)、ホール (38.93 m²)、事務室 (22 m²)、応接室 (23.28 m²)、調理実習室 (43.2 m²)、講義室 (46.56 m²)、

小会議室（14.98 m²）、湯沸室・便所・廊下・階段室・シャワー室
倉庫（53.33 m²）、福寿の間（49.51 m²） 【1階計 317.79 m²】
2階・・・ホール（27.25 m²）、講堂（103.52 m²）、和室（68.51 m²）、
広縁（22.39 m²）、図書室（24.22 m²）、
湯沸室・便所・廊下・階段室（34.47 m²） 【2階計 280.36 m²】



外観



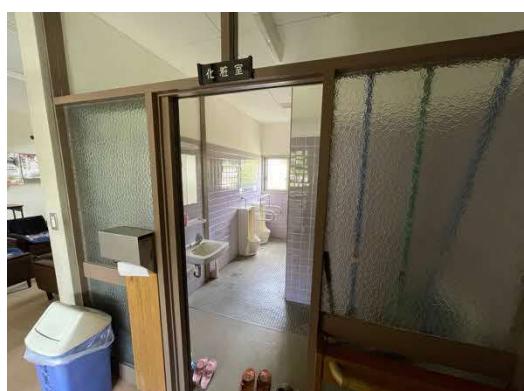
1階 講義室



1階 福寿の間



2階 講堂



1階 便所



1階 調理室

3. 交流センターに必要な機能（雲南市交流センター施設整備計画より）

<基本機能>

- ① 地域自主組織の活動拠点としての機能を発揮できること。（活動拠点機能）
- ② 地域住民が寄りやすい場所であること。（立地環境）
- ③ 地域住民（子ども～高齢者）が集える施設であること。（交流機能）
- ④ 地域の防災拠点としての機能が発揮できること。（地域防災拠点機能）

<付加機能>

- ⑤ 地域特性を活かすことができること。（地域特性機能）

4. 一般的な交流センターの諸室及び室機能

(1) 基本機能

- ・事務室 （交流センター施設整備計画より 40 m²程度）
- ・集会室・会議室 （交流センター施設整備計画より 150 m²程度）
- ・調理室 （交流センター施設整備計画より 50 m²程度）
- ・倉庫
- ・便所（多目的便所含む）
- ・シャワー室

(2) 付加機能（施設の特性に応じた面積）

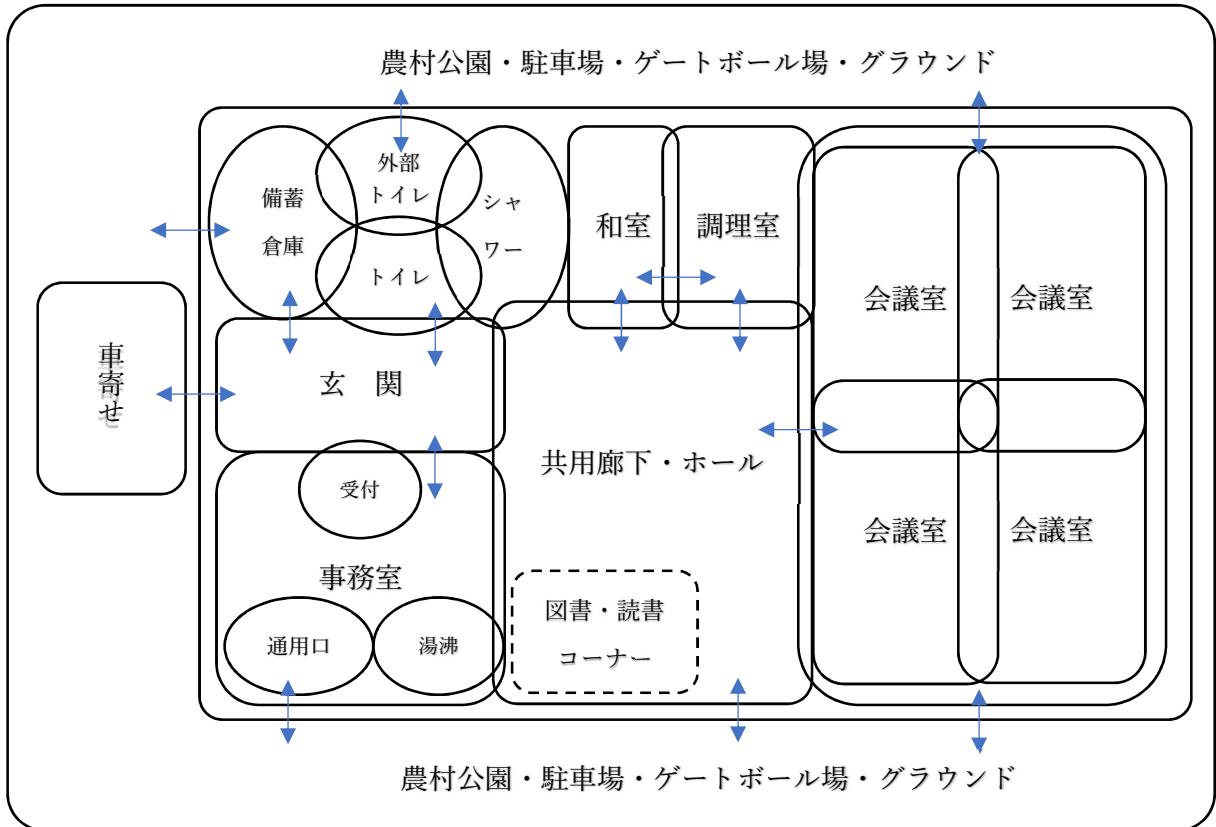
- ・和室
- ・給湯室又は給湯コーナー
- ・授乳室
- ・図書室又は図書コーナー
- ・相談室
- ・応接室又は応接コーナー

【地域の特殊性と幡屋地区の公共施設の建築経緯】

幡屋地区は、公共施設の充実している大東町の街部からは遠隔の地にあり、街部と比較して十分な公共施設が整備されていない状況がある。

また、当地区には固有の財産区があり、これまで、地区内外を問わず、公共施設の建設に対して多額の資金を拠出してきた。地区内に限れば、幡屋中学校（S25 新築時に工事費 300 万円の内、100 万円以上）、現交流センター（S43 新築時に工事費 2,000 万円の内、1,000 万円以上）、旧幡屋小体育館（S47 改築時に工事費 1,900 万円の内、300 万円以上）などの施設に資金を拠出してきた。

5. 交流センター機能のまとめ（ゾーニングモデル）



6. アンケート調査の結果（資料編参照）

（1）集計結果概要

- 回答率 約 19% (86 枚 / 452 世帯)
- 男性 23% 女性 77%
- 回答者の年代 ①50~60 代 (43%) ②70~80 代 (33%) ③30~40 代 (22%)

（2）交流センターの利用頻度・利用目的について

- 年 1 回程度の利用が最も多く (55%)、続いて月 1 回利用 (23%) が多かった。
- 地域活動等で利用される方が圧倒的に多く (59%)、続いて子ども活動・学校活動であった。
- 幡屋交流センター以外を利用された経験がある方が半数を超えており、主目的としは地域活動 (59%)、子ども活動・学校活動 (37%)、集団検診等 (16%) であった。
- 新しい交流センターができたら使いたいと思う方が約半数あり、利用したい設備があれば利用するという意見が多かった (42%)。

(3) 自由記述のまとめ

○交流センターのイメージ

- ・明るい空間、平屋建て
- ・入りやすい雰囲気
- ・用事がなくてもちょっと寄れる
- ・自由に時間が使える
- ・休日でも自由に使える
- ・開放日を設け誰でも集まる
- ・シンプルな計画
- ・将来の維持管理を考えた幡屋地区に合った規模

○新しい交流センターの利活用について

- ・常設展示の開催
- ・正月のかかるた大会などの子ども活動の実施
- ・昔ながらの遊び体験（子ども遊び会）
- ・例祭等の地域行事の開催
- ・中古品の交換市

○子ども、若者、高齢者等の多世代の利用について

- ・交流を生み出す場
- ・学校帰りに寄って勉強ができる
- ・午前中だけでも宿題や読書ができる
- ・若者同士の交流
- ・友人との談話、飲食
- ・バーベキューができる場
- ・バリアフリー対応の施設
- ・高齢者は交流センターへ行くまでの問題がある

○多目的な機能や設備の設置について

- ・研修室、学習室、広い会議室・和室、喫茶コーナー（自販機設置）の設置
- ・大小多様な会議室
- ・トレーニングジム（健康器具の充実）
- ・葬祭場機能
- ・個室利用（勉強等）、Wi-Fi の設置
- ・和室や土足可能なテラス
- ・展示や絵本が読めるスペース

II. 課題の整理

○現交流センターにおける問題点

1. 建物の性能や立地にかかる問題点

- ・施設、設備の老朽化
- ・耐震性の欠如（旧耐震基準の建築物である）
- ・河川氾濫の不安（幡屋川、遠所川付近）

2. 機能や提供サービスに係る問題点

- ・高齢者への対応不足（非バリアフリー化）
- ・集会室が2階にあることの使いにくさ（災害時の避難や高齢者利用時）
- ・子どもや親子の集い、地域の若者の地域活動を促進する機能や施設が不足
- ・事務室の狭さ
- ・災害時の備蓄品と備蓄倉庫の不足
- ・駐車場の不足
- ・脱炭素社会への対応不足（災害時の自家発電等）

○市の行政の基本方針

- ・まちづくり基本条例
- ・総合計画・総合戦略
- ・環境基本計画
- ・総合保険福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・交流センター施設整備計画

○国の公共施設整備基準

(基本性能基準)

○関係法令上の成約

- ・バリアフリー法
- ・建築物省エネ法
- ・県景観条例
- ・建築基準法 その他

○解消すべき課題

- ・施設、設備の老朽化の解消
- ・耐震性の確保による災害安全性の確保
- ・通常利用時も災害時にも対応できるゆとりのあるスペースの確保
- ・シャワー室等の災害に対応できる機能の整備
- ・駐車場不足の解消
- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインによる高齢者対応
- ・子育て世帯、地域の若者が集まりやすい環境・機能の整備

III. 整備のあり方

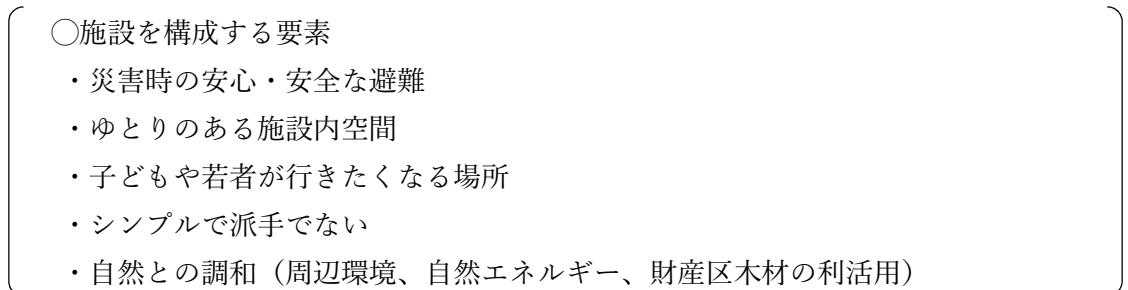
1. 新交流センターの基本コンセプト

幡屋地区の安全安心と未来を支える次世代交流センターの整備

- ・新しい交流センターは、自然災害や感染症などから地域住民を守り、利用するすべての人を温かく迎え入れることができ、幡屋地区の住民が集い、多くの住民活動によって地域の活力を育み、近年の社会情勢にも対応する機能を備えた施設として整備する。

2. 整備方針

- 【整備方針 1】 防災拠点に相応しい、多機能で安全・安心な交流センター
・・・災害時に対する安全性確保、防災拠点機能の充実を図る。
- 【整備方針 2】 高齢者から子どもまでやさしく誰もが利用しやすい交流センター
- 【整備方針 3】 若者や親子の地域活動を支える交流センター
・・・誰もが利用しやすく、集まりやすい設備や交流機能の充実を図る。
- 【整備方針 4】 環境にやさしい自然を活かした快適な交流センター
・・・自然と調和した環境にやさしい施設を整備する。



3. 新交流センターの導入機能や設備等

- 【整備方針 1】 防災拠点に相応しい、多機能で安全・安心な交流センター
- ・防災拠点機能の充実
 - ・住民がくつろげるゆとりのあるスペースや交流機能の充実
 - ・十分な駐車場の確保と敷地内の利便性の高い車両動線の確保
- 【整備方針 2】 高齢者から子どもまでやさしく誰もが利用しやすい交流センター
- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインと高齢者等への配慮
- 【整備方針 3】 若者や親子の地域活動を支える交流センター
- ・農村公園等の自然環境と一体となった施設の整備
 - ・いつでも気軽に利用でき、やりたいことが実現できる交流スペースの整備
- 【整備方針 4】 環境にやさしい自然を活かした快適な交流センター
- ・自然エネルギーを活用した脱炭素社会に適応した機能
 - ・地域素材の活用（幡屋財産区所有の木材等）※雲南市木材の利用促進に関する基本方針（平成25年3月29日施行）による。

IV. 施設計画（整備する施設の基本計画）

1. 建築計画

（1）建物形態 【原則、平屋建て】

比較的広い計画敷地の有効利用と高齢者利用の観点から、建物の階数は原則平屋建てとする。

（2）施設規模

施設面積については、他の交流センターの状況も考慮することとなるが、日常の活動が支障なく行われるだけでなく、大雨や災害発生時の指定避難所としての防災拠点機能が十分発揮できる規模を検討する。

なお、施設内において、会議室等については、単に壁で仕切るのではなく、可動間仕切りにより、状況に応じて室面積が変えられるフレキシブルな設計とする。

【参考】近年、新築した交流センターの建設規模と住民一人当たりの施設面積

施設名	延べ面積	地区人口	住民一人当たり施設面積
多根交流センター(H25 新築)	448 m ²	418 人	1.07 m ²
松笠交流センター(H26 新築)	444 m ²	301 人	1.46 m ²
掛合交流センター(H29 新築)	800 m ²	1353 人	0.59 m ²
春殖交流センター(H30 新築)	610 m ²	2,119 人	0.29 m ²
加茂交流センター (R3 新築)	855 m ²	5,668 人	0.15 m ²
（参考）現幡屋交流センター	598 m ²	1,400 人	0.43 m ²

（3）所要室の面積等の設定

所要室の設定は、交流センター施設整備計画及び幡屋交流センター建設準備委員会での検討結果を踏まえ設定するものである。各室の床面積については、今後も継続して検討を行い、幡屋地区にふさわしい交流センターの規模を決定していく。

なお、整備計画に基づき追加する機能として、①災害時に必要となるゆとりある避難スペースとして、会議室面積（50 m²）、②若者や子どもが集まる多目的交流スペース・図書コーナー（50 m²）を幡屋独自の機能とし、下表の面積に追加することとする。

【参考 交流センター施設整備計画より抜粋】

基本機能に加え、地域計画に定めるなどし、中長期的に地域活動にとって必要と認められる機能は、当該地域自主組織との協議により、必要な機能を追加することができる。

【所要室の面積】

機能区分	室名等	収容人員	一人面積	利用回数 利用時間	室数	室面積	設計上の留意点
研修部門	大会議室 (小会議室×4)	150人	1 m ²	1~2 時間	4	150~200 m ²	可動間仕切
	会議室	50人	1 m ²	1~2 時間	—	50 m ²	追加機能①
活動部門	和室	23人	2 m ²	1~2 時間	1	40~95 m ²	20畳
	調理室	15	3 m ²	1~2 時間	1	50~70 m ²	調理台 3 台
	多目的室	25人	2 m ²	1~2 時間	1	50 m ²	追加機能②
管理部門	事務室	4人	5 m ²	8 時間	1	50~70 m ²	相談・応接室含む
	倉庫	—	—	—	2~4	50~100 m ²	備蓄倉庫含
計	—	—	—	—	—	440~635 m ²	
※共用空間率	—	—	—	—	—	170 m ² ~245 m ²	38.6%
合計	—	—	—	—	—	610~880 m ²	

※共用空間率：玄関、ホール、トイレ、シャワー室、湯沸室等共用部の施設全体に対する割合

【他交流センターの共用空間率（共用部分の床面積／室面積）】

- ・多根交流センター 35.9% (118.5 m² / 330 m²) 延べ面積 448 m²
- ・松笠交流センター 37.9% (122 m² / 322 m²) 延べ面積 444 m²
- ・掛合交流センター 31.8% (193 m² / 607 m²) 延べ面積 800 m²
- ・春殖交流センター 57.2% (222 m² / 388 m²) 延べ面積 610 m²
- ・加茂交流センター 30.0% (197 m² / 658 m²) 延べ面積 855 m²

※上記を踏まえ、幡屋交流センターの共用空間率は、多根、松笠、掛合、春殖、加茂の流センターの共用空間率の平均値である 38.6% に設定する。

(4) 建物配置計画

別図に示す通り、大きく 4 つのパターンが考えられる。

災害時等の安全性、利用者の利便性、快適性、敷地活用の合理性、建設コストなどの経済性等、総合的に判断した計画を選定する。

また、計画敷地においては、消防団の詰所・機庫、体育協会の倉庫等の建設の要望がなされている。未定の事項ではあるが、将来的には、これらの建築と交流センターが一体となつて機能することも視野に入れた設計とすることが重要である。

(5) 外構計画

住民が安全かつスムーズに施設利用が可能となる動線・屋外空間をつくる。バリアフリー やユニバーサルデザインに配慮し誰にも優しい施設とする。

周囲の自然環境を活用し、自然と融和する拠点整備を行う。

駐車場、グラウンド、ゲートボール場の配置は、利用者の使い勝手に配慮しつつ、全体コストにも配慮しながら、適切な配置の検討を行う。

交流センターの玄関前には車寄せ（又は庇等）を設け、雨天時でも乗り降りを可能とする。

(6) 平面・動線計画

諸室の特性を踏まえ、利用者の利便性、安全性、防災性に配慮し、職員の効率的かつ快適な執務環境を可能とするレイアウトとする。

特に、コロナ禍での災害時の避難施設として、ゆとりのある空間の確保の必要性から、会議室等のレイアウト変更を可能とするフレキシビリティな計画とする。

(7) 内外装計画

木材の利用は適材適所を基本とし、外部においては、雨掛けにならない部分、室内については、法規制を踏まえ、可能な限り利用する。また、幡屋財産区の木材を可能な限り活用する。

外装については、周辺景観との調和に配慮した材料・色彩計画とする。

(8) 防災計画

災害時に、市や関係機関と連携しながら被災者支援機能が発揮できる計画とする。また、利用者が容易かつ安全に避難できる計画とする。

インフラ途絶に備え、自然エネルギーを活用、蓄える機能を検討し、防災備蓄品を保管する倉庫の計画を行う。

(9) 環境配慮計画

環境負荷低減技術の導入を図り、脱炭素社会の実現に寄与する、モデルとなる施設整備を目指す。また、施設整備から運営、将来の施設解体に至るまでのライフサイクルコストの縮減を図る計画とする。

自然エネルギー活用など環境配慮型設備については、実用性とともに来庁者へのアピール及び環境啓発にも役立つよう配慮する。

(10) 感染症配慮計画

各種感染症に配慮した設備計画とする。

特に、トイレ等の感染リスクの高い共用部分では、人感センサーを採用するなど、誰もが安全に安心して利用できる設備を計画する。

2. 構造計画

(1) 構造種別 【鉄骨造又は木造】【耐火建築物等】

平屋建ての建物が想定されることから、安全性、耐久性、耐候性、施工性を考慮しつつ、建物重量を低減させ、低コスト化を図るため、鉄骨造又は木造で検討する。

なお、人の視線に入る箇所や手に触れる箇所については、木質化等により、温かみのある空間づくりを検討する。

施設の計画規模から法的に耐火構造が求められる場合は、基本、鉄骨造とするが、耐火木造の妥当性、実現性、地域経済波及効果等も十分に検討し、構造決定を行うこととする。

(2) 耐震性能

本施設は、社会教育施設に類する施設（位置・規模・構造の基準別表（9））であり、また、雲南市指定の避難所であることから、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「防災拠点等となる建築物に係る後の継続ガイドライン」に基づき、以下の通り耐震グレードを設定する。

① 構造体の耐震分類 II類（重要度係数 1.25）

II類：大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるもの。

② 非構造部材の耐震分類 B類

B類：大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られることを目標とするもの。

③ 建築設備の耐震分類 乙類

乙類：大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られることを目標とするもの。

【参考】近年、新築した交流センターの重要度係数の設定

施設名	延べ面積	構造種別	耐震分類（構造体）
多根交流センター(H25 新築)	448 m ²	鉄骨造	1. 0
松笠交流センター(H26 新築)	444 m ²	木造	定義なし
掛合交流センター(H29 新築)	1,155 m ²	鉄骨造	1. 2 5
春殖交流センター(H30 新築)	610 m ²	鉄骨造	1. 2 5
加茂交流センター (R3 新築)	855 m ²	鉄骨造	1. 2 5

V. 建設予定地の状況



幡屋体育館前敷地



ゲートボール場



幡屋体育館スロープ



幡屋体育館の高低差



農村公園人工水路



農村公園人工水路



旧校舎南側



旧校舎北側



グラウンド



旧校舎前 県道沿い



東側水路



県道沿い

VI. 農村公園について

幡屋中央農村公園（雲南省大東町仁和寺2596番地1）は、雲南省農村公園条例に規定する農村公園であり、農村地域住民の健康管理と体位向上に資するための休養の拠点施設として整備されたものである。

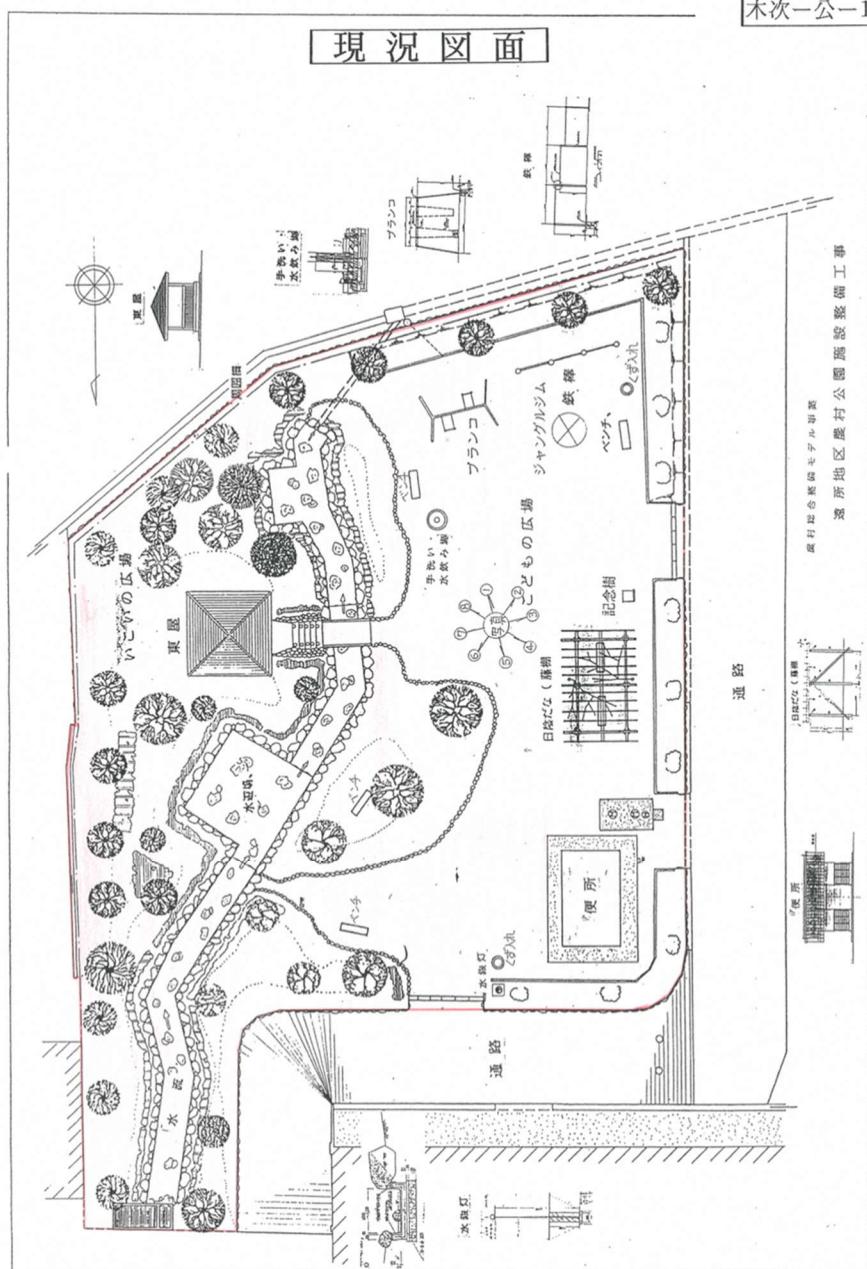
トイレ棟や東屋などの建屋は老朽化が進み、いずれは修繕等の対策が必要である。

管理については、指定管理を幡屋地区振興会で受けており、年に数回の清掃活動が行われている。

条例に基づき、公園区域の変更には手続きが必要で、特に、公園を撤去（廃止）する場合の手続きについては、県、国の許可が必要なため、通常、1年以上の期間を要する。

この他、条例に基づく利用制限等がある。（資料編参照）

木次一公-1



現況写真(幡屋中央農村公園)

木次一公-1

①



②



③



④



⑤



⑥



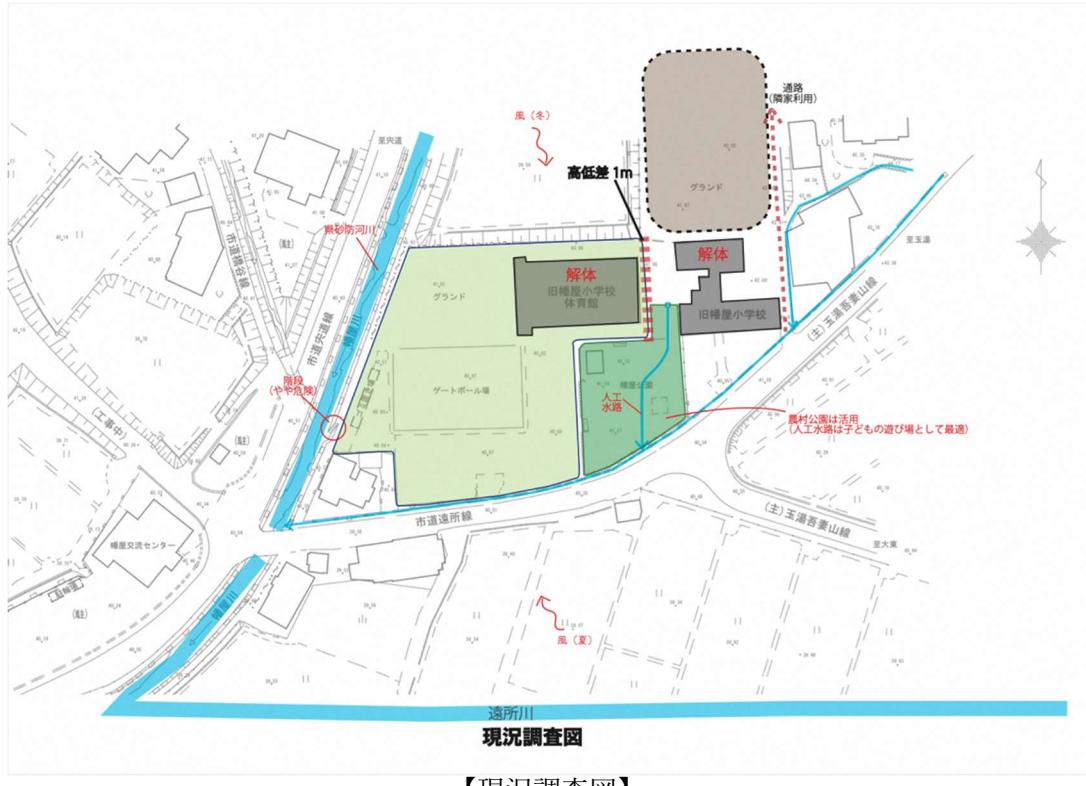
⑦



⑧



VII. 施設配置計画案



計画地敷地は、砂防河川である幡屋川や遠所川に隣接する敷地であるが、雲南省防災ハザードマップによると、浸水区域には該当せず、大雨による河川の氾濫等の危険性は低いと考えられる。しかしながら、近年の異常気象からの住民不安を解消するため、なるべく河川より離れた場所で、かつ、地盤面や建築物のフロアレベルを数十センチ高く設計するなど、浸水対策にも配慮した設計を行うこととする。

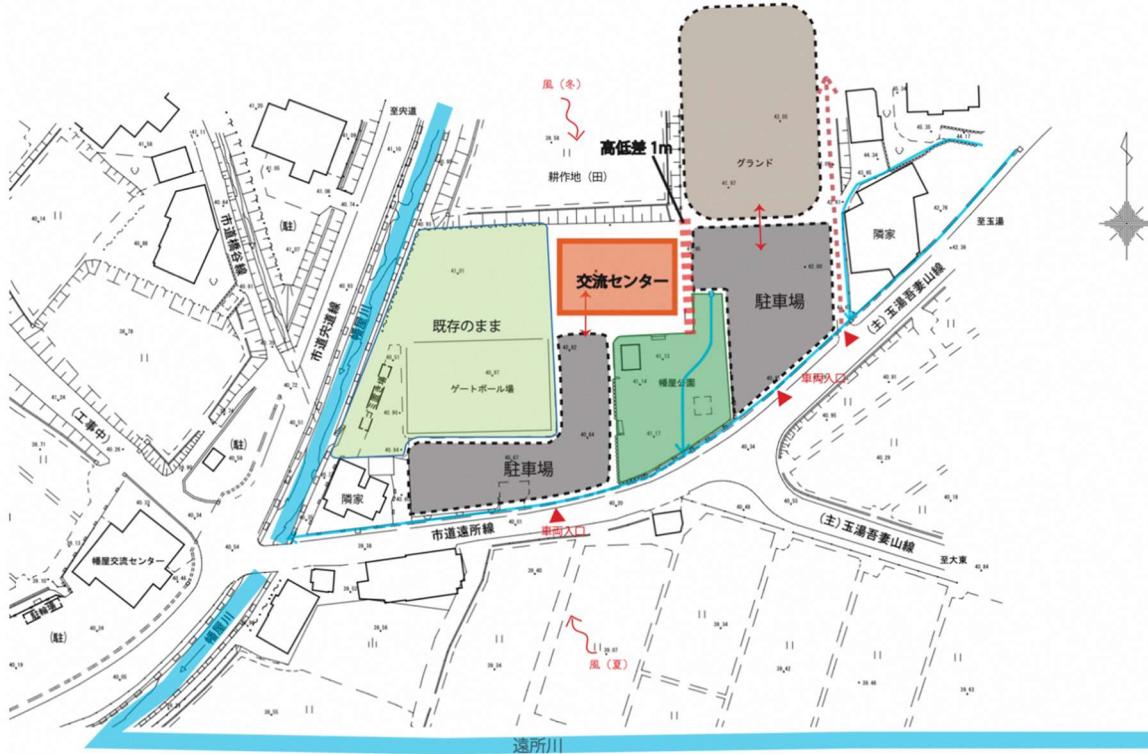
また、敷地内の幡屋体育館、旧幡屋中学校校舎については老朽化が激しく、今後の利用に当たって利用者の安全性が確保できないため解体することとする。

農村公園については、雲南省農村公園条例に基づき管理されているものであり、継続利用または廃止の方向性が考えられる。

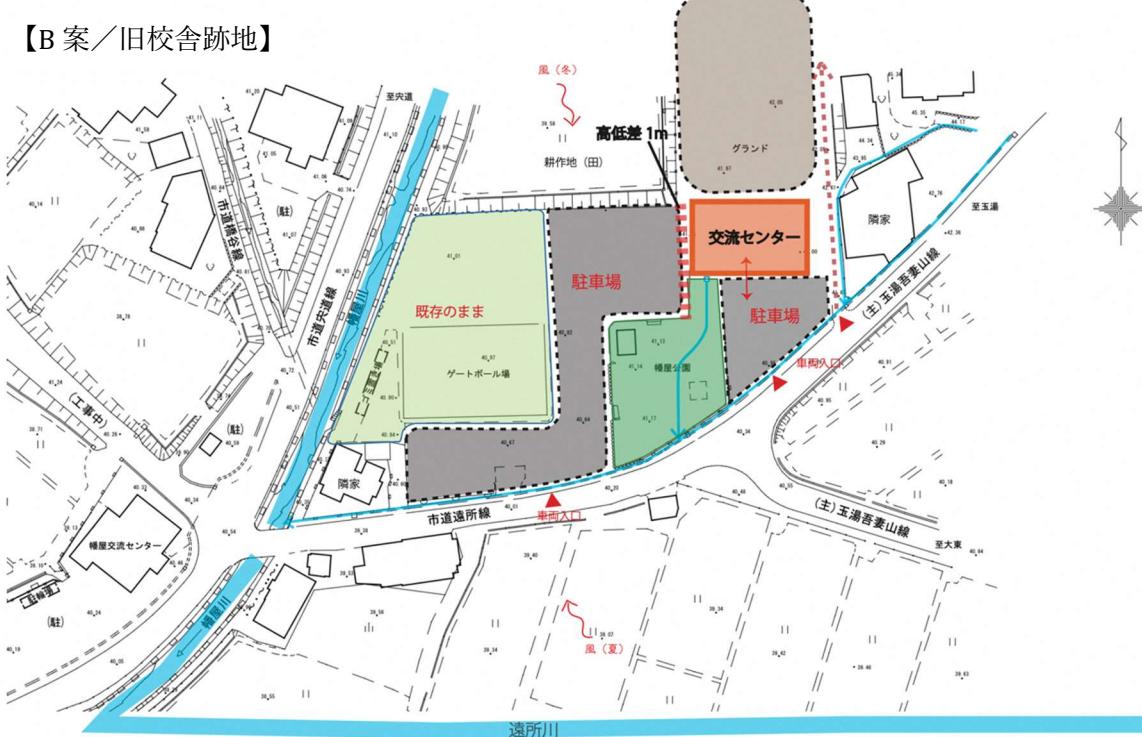
幡屋体育館と旧幡屋中学校の敷地には0.5～1m程度の高低差があるため、配置計画や造成による事業費の増加や工事の長期化には十分配慮しながら設計を進める。

グラウンド、ゲートボール場の既存施設については、配置計画上、移転が必要な場合に、コストと利便性も踏まえ、合理的な配置（移設）を検討する。敷地東側には、隣家が進入路として利用されているため、機能が維持されるよう計画する。

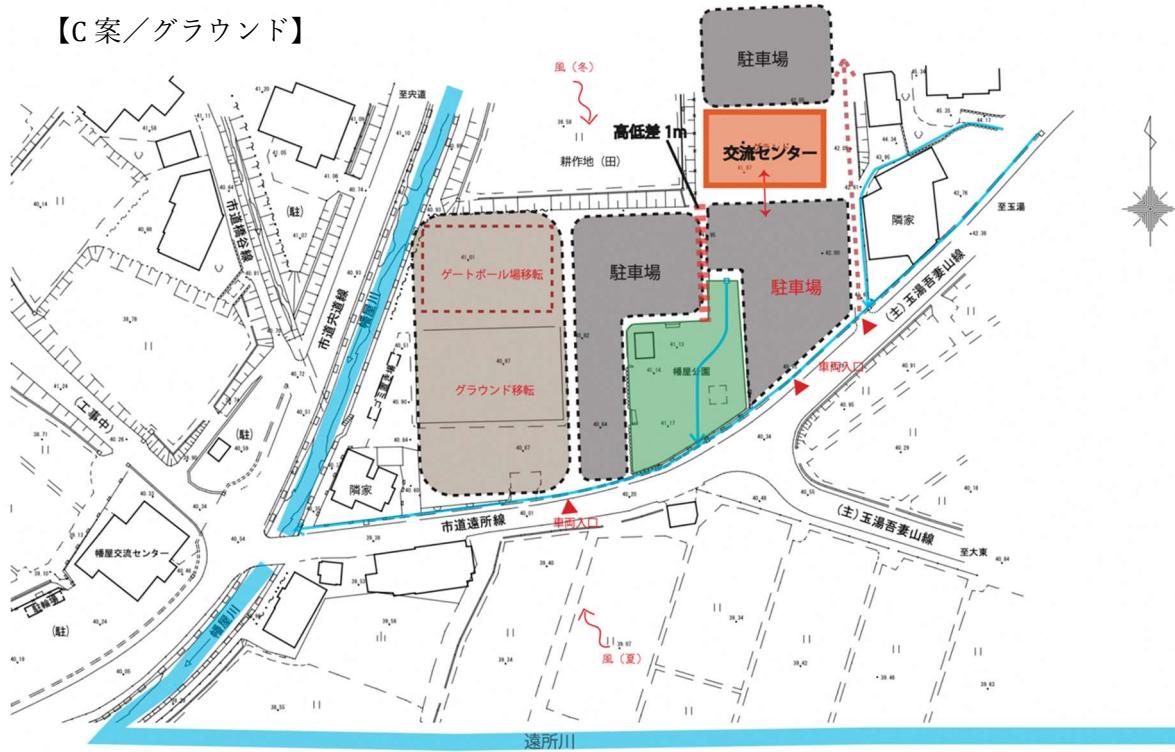
【A案／幡屋体育館跡地】



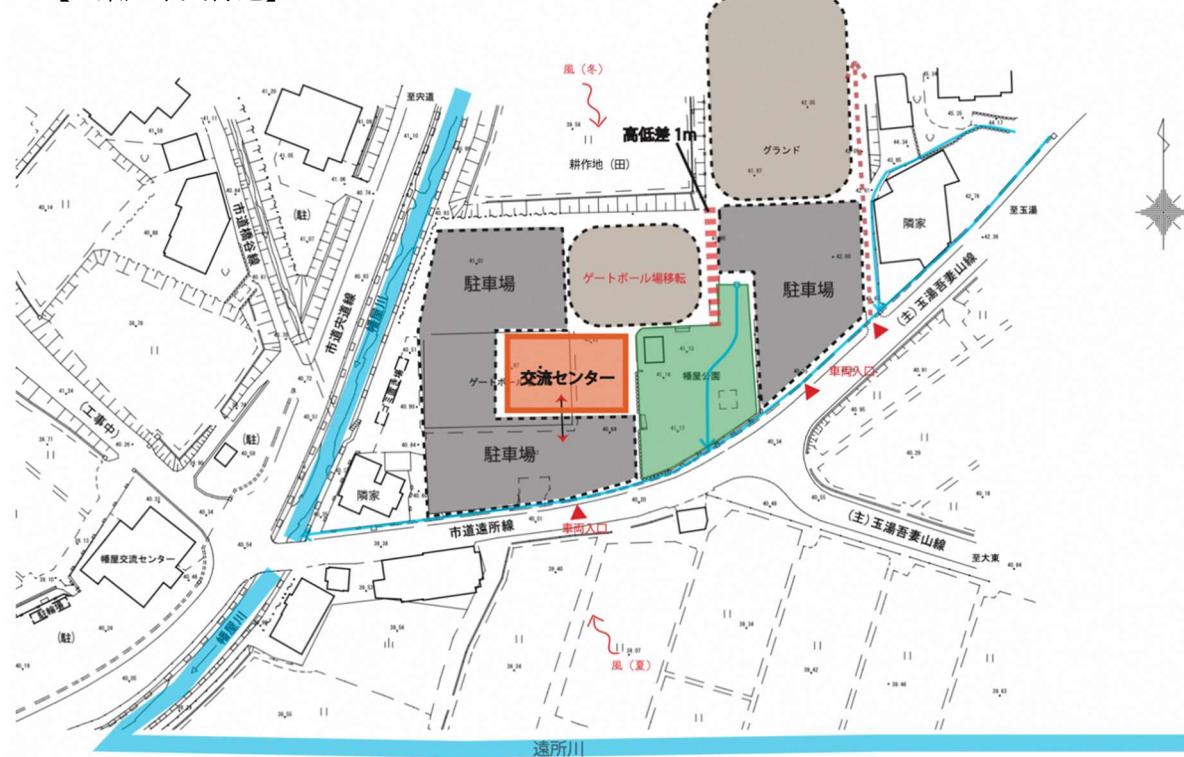
【B案／旧校舎跡地】



【C案／グラウンド】



【D案／中央付近】



幡屋交流センター敷地利用計画に関する比較検討表

評価ランク～◎；大変よい／○；よい又は問題なし／△；やや問題あり／×；問題あり又は好ましくない

区分	評価項目	A案／幡屋体育館跡地	B案／旧校舎跡地	C案／グラウンド	D案／中央付近
全 体 の 敷地利用	各ゾーンの位置関係（機能の纏まりとつながり）	交流センター、グラウンド、駐車場、農村公園それぞれへのアクセスが容易。	交流センター、グラウンド、駐車場、農村公園それぞれへのアクセスが容易。	奥まった場所であり、機能が分断される。	○ 離れるが、ゲートホール場と農村公園とはアクセスが容易。
	主要動線の合理性（車両、歩行者、避難等）	現在の使い勝手と変わらず大きな支障はない。	△ 西側の主要駐車場と施設との高低差の対策が必要。	○ 広大な駐車場確保が可能で、車両動線も明確。	○ 道路沿線であり、車両も歩行者も進入しやすい。
	駐車場の台数・利便性	東、南側に分断された駐車場。交流センター前の駐車場の計上がややいびつ	○ 駐車台数の確保は可能。駐車場の形状がややいびつ。	○ 南側にまとまった駐車場の確保可能。玄関前の自動車の転回も可能。	○ 道路沿いにかつ交流センター周囲3方に駐車場の確保が可能で利便性は良い。
	他の予定施設との関係（消防詰所、体協倉庫）	○ 特に問題なし	○ 特に問題なし	○ 特に問題なし	○ 特に問題なし
	基本コンセプトの実現性(防災、子ども、若者、自然)	○ グラウンド、駐車場、農村公園と一体となつた施設整備が可能。	○ グラウンドや農村公園がやや一体となつた施設整備が可能。	△ 距離が離れ、個々に機能する。	○ 農村公園との一体制利用が可能。道路沿線に建つことでの様子が外から見える。
	施設の主要機能・性能・室内環境への影響	○ 特に問題なし	○ 特に問題なし	○ 特に問題なし	○ 特に問題なし
主 要 施 設 (交流への影響)	地盤等の構造上の安全性	盛土が不要であり、体育館跡地で地盤は安定している。	既存校舎の建築されていた場所であり、地盤は比較的安定している。	○ 造成後、長い期間が経過しており、比較的安定している。	○ 造成後、長い期間が経過しており、比較的安定している。

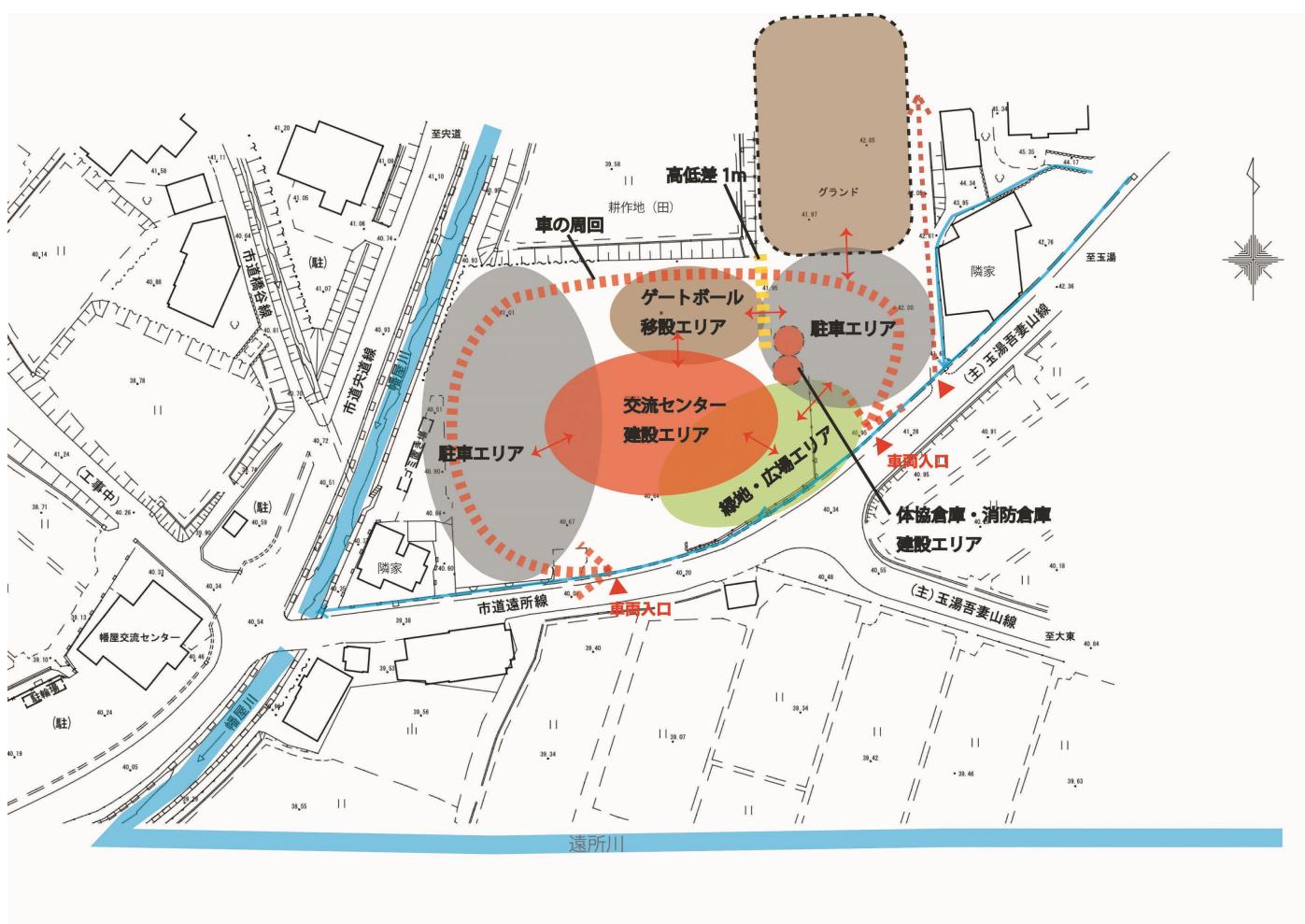
地域・周辺への影響	周辺の景観、民家及び耕作地等への影響	幡屋体育館が建っており、現在と状況はほぼ変わらないが、耕作地（田）に隣接するため、作物等への日照等に配慮が必要。	既存の旧学校施設と同じ場所に建ち景観に違和感なし。 隣家への配慮が必要。	耕作地（田）に隣接し、作物等への日照等の影響あり。 隣家への配慮が必要。	○	西側に隣家があり配慮が必要。
	災害時の避難施設機能の確保（浸水時等）	砂防河川にやや隣接する。フロアレベルの検討が必要。	砂防河川より離れ、一段高い部分になり浸水の影響は少ない。	砂防河川より離れ、一段高い部分になり浸水の影響は少ない。	○	砂防河川にやや隣接する。フロアレベルの検討が必要。
	施工上の問題(交通事故・騒音・振動等)	周辺民家への影響は少ない。	隣接する民家への配慮が必要。	隣接する民家への配慮が必要。	△	隣接する民家へや配慮が必要。
	コストへの影響（建築以外の発生コスト等）	造成工事が必要（浸水対策）	造成工事が不要	△	△	ゲートボール場の移設が必要。造成工事が必要。 △ 要（浸水対策）
	その他					

Ⅷ. 施設の配置計画・求められる室機能

幡屋交流センター検討委員会及び幡屋交流センター建設準備委員会にて協議した結果、配置計画及び間取りの基本的な方向性を以下の通りとする。

(1) 配置計画の主な方向性

- ・交流センター施設の建設場所は計画敷地の中央付近とする。
- ・既存の農村公園は廃止（農村公園条例の廃止）の方向で進める。
- ・農村公園のトイレ、樹木等は解体・撤去し、遊具は安全点検し、再利用を検討する。
- ・交流センターと一体的に利用できる広場を設ける。（農村公園の利活用も検討）
- ・ゲートボール場は施設の配置により北側付近に移設し、交流センターに隣接させる。
- ・敷地内を車で周回できる道を確保する。
- ・別に計画する体協倉庫と消防倉庫が、駐車エリアに設けられるよう配慮する。



(2) 求められる室機能

室名等	求められる機能
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりやスロープの設置（ユニバーサルデザインの徹底） ・開放感のある入りやすい玄関 ・財産区の木材を利用した幡屋地区のPR
大会議室 (小会議室×4)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の会議室に分割できる ・避難所として広々とした空間 ・屋外テラスや広場の一体利用 ・軽スポーツのできる床の仕様（木、ラバー、タイルカーペット等） ・朝日の取り入れも考慮し、東面に設ける
和室	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室と行き来ができる
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・調理台は最低2台 ・作業台を2台程度 ・充実したコンセント、大き目のシンク、外流し等の設備設置 ・和室と行き来ができる
多目的室 (ふれあいホール)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書コーナー ・読書が可能なスペース ・キッズスペースの設置 ・掲示物の掲示や企画展示が可能な壁面 ・Wi-Fiの使える環境 ・休日でも利用できる仕様
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置 ・将来的な職員増にも対応したゆとりのある空間
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄倉庫（屋内・外の両方から利用可能）の整備 ・小屋裏や床下空間の利用によるデッドスペースの有効利用
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外からも利用可能（内部トイレとは分離） ・女子便器の数を多めに設定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ウッドデッキ（擬木）設置と広場とのつながり確保 ・内装や家具は可能な限り幡屋財産区の木材を利用（食器棚や書架等） ・折畳テーブル、折畳椅子等の新たな備品整備 ・玄関前に車寄せを整備

資料編

○雲南市農村公園条例

平成16年11月1日

条例第222号

改正 平成18年7月31日条例第46号

平成19年6月27日条例第38号

平成30年3月26日条例第12号

(設置)

第1条 雲南市における農村地域住民の健康管理と体位向上に資するための憩いと休養の拠点施設として、雲南市農村公園（以下「農村公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 農村公園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 農村公園は、常に良好の状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(利用の承認)

第4条 農村公園の施設又は附属設備を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 市長は、農村公園の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を許可しない。

- (1) 公共の秩序及び善良なる風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

(利用)

第6条 利用者は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意を持って利用しなければならない。

- 2 市長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、利用の承認を取り消し、利用を停止させ、又は退去を命ずることができる。
- 3 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたときは、利用の承認を取り消し、利用を停止させ、又は退去を命ずることができる。
- 4 偽りその他不正の手段により許可を受けた事由が判明し、又は生じたときは、利用の承認を取り消し、利用を停止させ、又は退去を命ずることができる。
- 5 前項の措置によって利用者が損害を受けた場合においても、市は、補償の責任は負わない。

(使用料の額)

第7条 農村公園の使用料は、徴収しない。

(行為の禁止)

第8条 農村公園において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙その他広告物を掲示し、又は散布すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 指定された場所以外に立ち入り、又は車両等を乗り入れること。
- (7) みだりに火気を取り扱うこと。
- (8) その他管理に支障があると認める行為をすること。

(行為の制限)

第9条 農村公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 公の機関以外の者が主催する集会、競技会、展示会その他これに類する行為を行うため、敷地の全部又は一部を独占して利用すること。

(損害賠償)

第10条 利用者が故意又は過失により、施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 農村公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により農村公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条、第6条及び第9条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 施設等の使用許可に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大東町農村公園設置条例（昭和63年大東町条例第1号）、三刀屋町農村公園の設置及び管理に関する条例（昭和63年三刀屋町条例第708号）又は吉田村農村公園設置条例（昭和59年吉田村条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年7月31日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月27日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第12号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
城山農村公園	雲南市大東町下佐世124番地5
幡屋中央農村公園	雲南市大東町仁和寺2596番地1
川井農村公園	雲南市大東町川井182番地
塩田農村公園	雲南市大東町篠淵796番地3
須賀農村公園	雲南市大東町須賀291番地3
下久野農村公園	雲南市大東町下久野51番地14
里坊農村公園	雲南市三刀屋町里坊68番地
粟谷農村公園	雲南市三刀屋町粟谷56番地2
給下農村公園	雲南市三刀屋町給下443番地
中野農村公園	雲南市三刀屋町中野257番地2
伊萱農村公園	雲南市三刀屋町伊萱178番地
大吉田農村公園	雲南市吉田町吉田3216番2
曾木農村公園	雲南市吉田町曾木372番3
川手農村公園	雲南市吉田町川手317番1
吉田農村公園	雲南市吉田町吉田3314番地2

○アンケート調査結果

幡屋交流センター建設アンケート

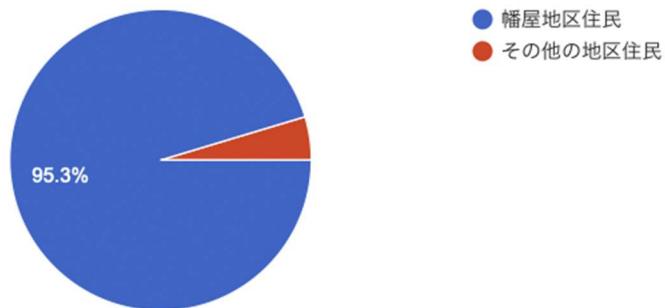
86 件の回答

[分析を公開](#)

お住まいの地域

 コピー

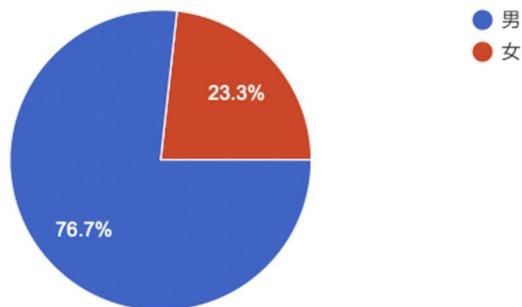
86 件の回答



性別

 コピー

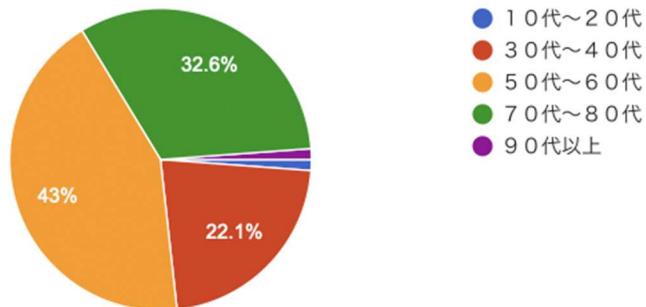
86 件の回答



年代

 コピー

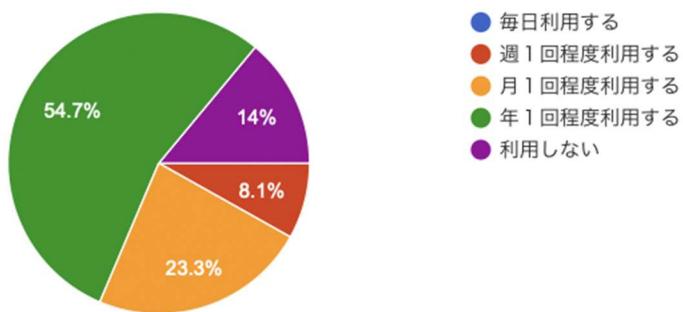
86 件の回答



これまで幡屋交流センターをどの程度、利用されていましたか？

 コピー

86 件の回答

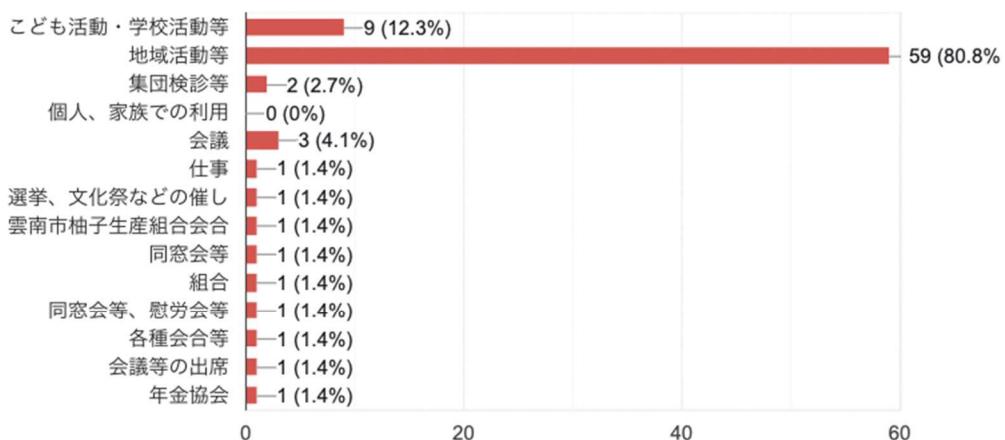


- 毎日利用する
- 週1回程度利用する
- 月1回程度利用する
- 年1回程度利用する
- 利用しない

上記質問で、「利用する」と答えた方はどういった理由で利用されましたか？（複数選択可）

 コピー

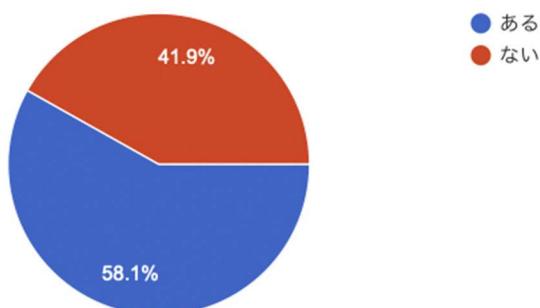
73 件の回答



幡屋交流センター以外の交流センターを利用したことがありますか？

 コピー

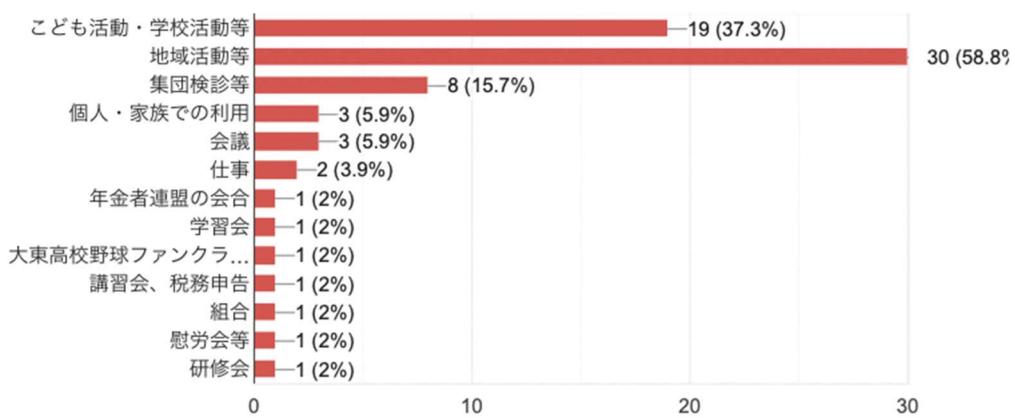
86 件の回答



上記質問で、「ある」と答えた方はどういった理由で利用されましたか?
(複数選択可)

51 件の回答

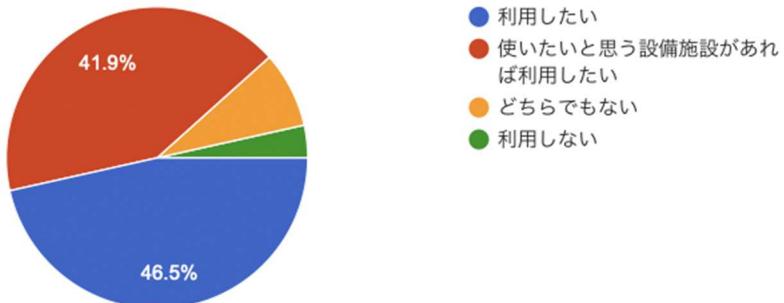
コ
リ
一



新しい交流センターが出来たら利用したいと思いますか?

86 件の回答

リ コピー



新しい交流センターがどのような施設だと「行ってみたい」「使ってみたい」と思われますか？自由に記載ください。

45件の回答

外の公園と一体となり、外遊びと中遊びが一体となった施設。

広い和室があると良い。

癒しのある空間であってほしいと共に、生産性のある場所にしてほしいと思います。地域にあってある程度お金が落ちるようなことをいろいろ考えないといけないかな？とも思います。講座を含めた学習もだし、生産物販売とかみなさんお金を出してもやりたい！のような企画を提案するのもいいかな？と思います。

入りやすい雰囲気があれば行きやすい。

交流センター行くこと自体が敷居が高い。習い事も基本週末にはやっておられないで参加したくてもできない。ぱっとこども連れで立ち寄れる身近な施設にしてほしい。
今の交流センターに本がたくさんあるので図書室のような場所があるといい。

入りやすい雰囲気
ゆったりした空間
図書館的な場所の確保

様々なニーズに対応する設備がある。
子どもたちが自由に使える施設がある。
学習会等、調理活動、体育的な活動（体育室や多目的室のような部屋）などができる施設
フリーWi-Fiがある。
地区民は無料で利用できる。

- ・文化祭などのイベントが出来る
- ・神話、歴史などの講演会
- ・葬祭場として使えるとよいです

人口が減少するなか、先々の維持管理を考えたシンプルな建物希望

魅力的な施設であるならば。

高齢者、子供が自由に使えるスペースがあれば良い。

特になし

誰でも気軽に、用事がなくともちょっと寄れる交流センターになって欲しいと思います。
交流センターの整備計画についても、若い人の検討委員会は理解しますが、なぜその人になったのか、そもそも誰なのかも知らない人ばかり、市役所に近い人ばかりなのか。
そうではなく、誰でも意見が言えるような、場にして欲しいです。
自主組織は、一世帯一意見ではなく、1人一意見だったはず。幡屋に市が大金を使うのはこれで当面ないはず、是非ともいろんな意見を聞く機会をつくったほしいです。そして、
身の丈に合った交流センターになることを望まみます。

若い年齢層にも対応出来るような施設
例えば、Wi-Fiが使えるなど

中古品の交換市みたいなものがあると良いです。特に学校の制服や物品でおさがり市があると
ありがとうございます。

図書館的なものがあればうれしいです

バリアフリー、換気やエアコンなど感染対策、研修や学習室としての機能。

気軽に施設が利用できる又、話しやすい雰囲気がほしい。

地区交流センターが新築されるらしいと大半の地区民が思っていたのでは、いつ、どこに建設されるだろうか解りませんでした、今回の「まぐら通信」の配布により、詳しく説明されており、理解を深める事が出来て良かったと思い何回も読んで十分ではないにしても多くの人に内容を知ってもらい良かったと思います、地区民の拠点となって大いに発展する事をお祈りします。

常設展示がある、喫茶コーナーがある、会議室がたくさんある、図書室がある

地域の情報が良くわかるような施設にしてほしいと思います！

自由に時間を使える場所があれば！

地域の活動拠点として必要と思う。

解放日などを設けてもらい誰でも集まれるようにしてもらいたい。
幼児、小中高学生、大人まで幅広い人との交流ができたら良いなと思います。

休日でもグループで使えるような場所

明るい、平屋が良い

別に有りません

トレーニングジムがある

娯楽施設があれば良いですね。広い会議室。

スポーツセンターみたいなもの、スポーツ器具の充実

今のところわからない。

年配の方々、子供(小学生)さん達が気安く、利用出来る施設

1階建で天井高く、中央が通路で両サイドに部屋あるように。又どうが学校帰りに勉強等が出来るようにしてほしい(加茂交流センターのように)

名前の通り色々な交流が出来る場所
健康に関する設備が充実しているといい

幡屋の歴史が一覧出来る展示会場の設置をお願いします
代々受け継ってきた幡屋の伝統と文化を堪能し、次世代に受け継ぎたく存じます

いろいろなサイズの会議室
スクリーン、プロジェクター、PC、TV等の機器
マイク、スピーカー等
いす、テーブル、和室等

利用料金が安い
大小多様な部屋がある
ICT、音響等が整備されている

会での利用
コロナで人が集まりにくく、友人等で集まり談話や飲食等も(持ち込み)で出来ればうれしい。
幡屋地区民が利用出来るバーベキューの場所が出来たらと思う

老若男女、だれもが利用出来るのは良いけれど、老になると行くまでのきよりが一寸問題と思
います。

設立委員会の計画にまかせます。
子供、若者、高齢者が使えるように。

フリーWIFIがあること
子供の習い事などを交流センターでしてもらえると近くで安心して通いやすい
個人で借りりができるスペース個室があつたらいいと思う(勉強などで)
子ども借りる見る絵本を置いてほしい。見るスペースもあるとうれしい。

お正月のかかるたとり大会や、夏休みのチャレンジインサマーなど、子ども活動があれば参加し
ています。子ども活動の機会が増えたら参加したいです。同じ小学校に通っていても我が子の
友達や、学年が違うと同じ幡屋に住んでいる子どもたちの顔や名前もほとんど分かりません。
親も一緒に楽しめるような活動があつたら楽しいだろうなと思います。

あと、夏休みなど、午前中だけでも宿題や読書をしに行ける(子どもだけで)場所だと、ありが
たいです。友達の家に行くのも車で送迎しないと行けないと行けない所もあるので、自転車で行ける交流
センターで「集合」で、涼しく静かに宿題できるといいです。

昔ながらの遊びを地域のおじいさん、おばあさんから教えてもらいたいです。

「子ども読書会」の遊びバージョン「子ども遊び会」みたいな感じです。

平日、仕事をしているため、交流センターに自分自身の用事で行くことはほとんどありません。土日に何か女性も参加できる事業があるといいかなと。子どもも一緒に活動の方が出かけ
やすいです。

交流センターは年配の方が使われるイメージがあるので新しい交流センターになったら、子ど
もも若い人も、年配の方も、年関係なく、気軽に、安心して使える場所にしてほしいです。

この機会に地区中央に計画されている交流センター内で各神社の例祭、大祭等行ってはどうで
しょうか。例祭、大祭時には御神靈を神輿で移しセンター内の祭壇に祀り氏子のみならず地区
民皆での祭りとすれば参拝客も多くなり賑わいが増すと思います。

※葬儀など幡屋体育馆空いていれば利用出来る雰囲気あるとよい。

※神社、お寺が多いため出費が多い。

※葬儀場がない

※祭りの賑わいは必要と思うが。冠婚葬祭については出来るだけ質素簡素化になってほしい。

※体育馆を利用しやすくしてほしい。民間会館は無駄に高かった。

※葬儀が交流センターで行えないか。又自治会の集会所でも。

※葬儀について

会館葬は便利だが、非常に高額と感じました。他の地域ではコミュニティセンターの様な施設
で葬儀が営まれているケースもあり、安価な費用で葬儀が出来ます。

図書館がある。展示スペースがある。自由にくつろげるスペースがある。バーベキューができるそ
れるスペースがある。会議室が6部屋くらいある。和室は40畳はほしい。

憩いの空間、スペース(軽ホール)
販売機があり数人がショット話し合える場所や展示ホール
少し広めの土足で歩けるテラスがあればなにかと便利だと思います。